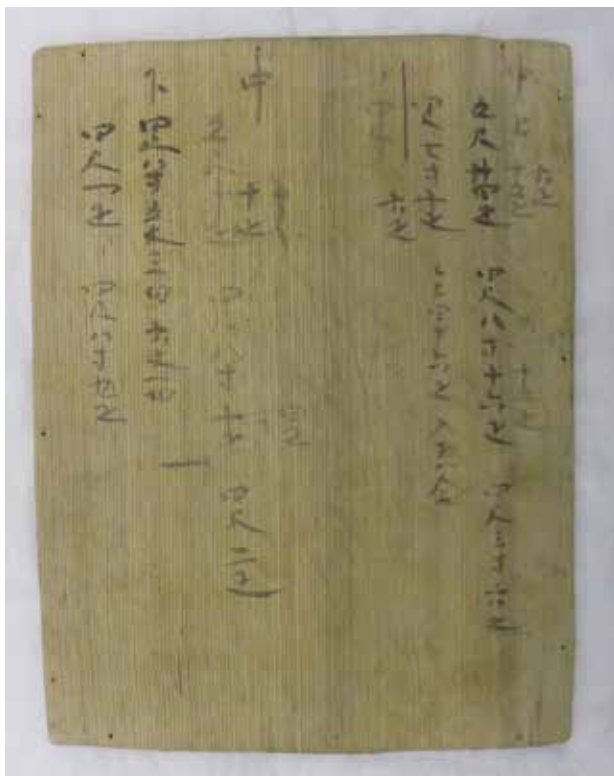


【A】折敷墨書裏面（岩手県所有）



【B】折敷墨書表面（同上）



【C】裏面部分拡大（同上）

口絵 柳之御所遺跡出土の折敷



## (研究資料紹介)

## 柳之御所遺跡出土の折敷墨書を読み直す

鍛代 敏雄

Tray table writing in ink of *Yanaginogosyo* court remains unearthing is reread

KITAI Toshio

キーワード：世界遺産「平泉」 柳之御所遺跡 折敷墨書

## 要旨

本研究資料紹介は、世界遺産「平泉」関連資産の柳之御所遺跡から出土した折敷墨書について、原本調査の実施を踏まえた報告である。平成2年（1990）度の第28次発掘調査において発見された当該の折敷は、年輪年代測定法によって、1158年+x年と推定された。陶器の様式編年にもとづく年代比定では、12世紀第3四半期との指摘が有力である。奥州藤原3代秀衡の盛期にあたり、柳之御所遺跡を平泉館と考える根拠の一つともなる重要な文字史料である。

このような貴重な出土遺物である折敷墨書に関し、あらためて実際に原史料を調査・分析し、これまでの読み方を修正し、なお墨書の内容を検討した結果、新しい事実を再発見することができた。そこで、ここに私見をもって報告する次第である。

すなわち、従来「人々給絹日記」とされてきた表題を、「下賜給絹日記」と改訂し、この日記の成立経緯とその意味、とくに下賜された装束の儀礼的な意義について、秀衡の嫡男・泰衡の身分上の位置づけに着目しながら論述した。

なお、本学において筆者が担当する授業「文化財概論」および「古文書学概論」「古文書学各論」「古文書学実習」は、学芸員資格取得のための単位履修にかかわる専門科目である。本報告は、柳之御所遺跡出土の折敷墨書を読み直した資料紹介だが、文化財や古文書の重要性を語る上で、実践研究の成果として参看されるべきものとする。

## Abstract

This research material introduction is a report based on implementation of the original investigation about the tray table writing in ink unearthed from *Yanaginogosyo* court remains of the world's cultural and natural heritage "*Hiraizumi*" related legacy. A drawing tray table where the degree of 1990 was found in research excavation the 28th was estimated by an annual ring dating way at +x year in 1158. Comment with the third quarter in the 12th century is strong by comparative identification the age based on the annual style volume of the pottery. Oshu Fujiwara is the valuable character historical sources all one of the bases which regard 3 generations of *Yanaginogosyo* court remains as *Hiraizumi* house in case of Hidehira's active period will be.

It was possible to find new fact investigating and analyzing field historical sources actually once more about the tray table writing in ink which are such valuable unearthing relics, and correcting the former way to read, and as a result of further considering the contents of writing in ink. So the order which will be reported with a private view here.

Or the title made "the people salary silk diary" in the past was revised with "the bestowal salary silk diary", and it was stated while aiming at placing on the status of Hidehira's legitimate son and Yasuhira about the formation longitude and latitude of this diary, its meaning and the ceremonious significance of the attire bestowed in particular.

Further, the class "cultural asset outline" and "paleography outline" "paleography itemized discussion" of which a writer takes charge in the science "paleography training" are the special subject concerned with unit taking for curator qualification acquisition. This report is the material introduction which reread tray table writing in ink of *Yanaginogosyo* court remains unearthing, but when telling the importance of the cultural asset and the ancient document, I think it should be referred to as an outcome of action-training-research.

## はじめに

平成23年(2011)6月、世界遺産登録が決定した〈平泉の文化遺産〉は、「仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」であり、その構成資産として、中尊寺・毛越寺・観自在王院跡・無量光院跡・金鶏山があげられている。さらに、世界遺産「平泉」関連資産に、柳之御所・平泉遺跡群や骨寺村荘園遺跡、達谷窟などの国史跡が加えられている。

とくに柳之御所遺跡については、昭和63年(1988)からはじめた発掘調査によって、遺構はもとより、約10トンにおよぶ、かわらけ(土器・素焼きの陶器)をはじめ、おびただしい数の出土遺物が発掘された。

本資料紹介では、柳之御所遺跡の出土遺物のうち、折敷に記された墨書(従来は「人々給絹日記」〈以下、「絹日記」と呼称する)口絵【A】1点を読み直してみたいとおもう。

この「絹日記」は、後述のとおり、論文や研究書および啓蒙書においてしばしば引用されてきた著名な出土文字史料である。報告者は、近年あらためて当該の折敷墨書にふれることになった。平成29年3月31日に刊行された『原町市史』第1巻(通史編I「原始・古代・中世・近世」)を、発行者の南相馬市から恵与された。その際、本学の岡田清一教授の研究室において、「絹日記」と呼ばれている折敷墨書の写真を拝見する機会を得た。岡田氏の執筆にかかる同市史(306頁)にも、同じ岩手県教育委員会提供の写真と墨書の積文が掲載されていた。そこで、積文と写真の墨書とを照らし合わせてみると、資料の表題に含まれる冒頭「人々」の読み方に疑問を感じたのである。

その後、口頭では、岡田氏をはじめ何人かの歴史学関係者にお話ししたところであった。昨年10月、岩手県教育庁への申請にもとづいて、はじめて原資料の調査を許され、あらたに確信を得た点もあったので、ここに報告する次第である。発言から2年近くも経過したあとの資料紹介になってしまった点は自省しているが、調査・分析の結果、私見に関し、紙面を借りて発表することにしたい。

## I 折敷の調査

口絵【A】【B】は、筆者が撮影したところの折敷墨書両面の全体写真である。『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228号柳之御所跡』(1995年)〈分冊2 写真図版編〉の原色図版Ⅶとして掲載されたカラー写真などを見比べると、やや色褪せした感是否めない。よごれ落としのクリーニングの結果、現状のような色合いになったようである。

岩手県教育庁の許可をいただいて、平成30年10月19日(金)午前10時から、岩手県西磐井郡平泉町に所在する柳之御所資料館において、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課・柳之御所担当、文化財専門員の櫻井友梓氏の立ち会いのもと、原資料を調査することができた。なお、平成22年には、それまでの出土遺物が一括、国重要文化財に指定されており、本折敷もその1点である。

今回の調査の目的は、基本的には、折敷の法量、材質、墨書の確認調査と写真撮影であった<sup>(1)</sup>。もともと食器や神饌を載せるのに用いられた折敷は、底板の四方に折り回す縁をつけた折(剥)ぎ製の四角盆である。当該の折敷にも、端々に木釘穴が確認され、縁を付した痕跡は確かめられるが、縁そのものは不明である。

法量は、縦横一様ではなく、角を斜めに削り取って加工した側面もあるが、両面ある墨書のうち、とくに「絹日記」面側の縦・横、厚みを計測した。

法量は、表i【折敷法量表】のとおりである。

表 i 【折敷法量表】 [注記：単位はcm]

縦	袖部(右端) 22.4	中央部(天部中央の木釘穴左) 22.7	奥部(左端) 22.5
横	天部端 29.8	中央部(奥中央部の木釘穴下) 30.1	地部端 29.5
厚	袖中央部 0.5	奥中央部 0.5	天中央部 0.4
			地中央部 0.4

本折敷の材質は、柾目の杉板であり、柾目は長軸方向の横に入っている。また、縁の棧を留めた木釘の穿孔が、袖部・奥部・天部・地部と、ともに3箇所ずつ痕跡が見られる。本墨書の「絹日記」は、折敷の再利用だが、木釘を抜いて棧を外し、板材にもどしたあとに、墨書されたに違いない。

まず、出土状況に関し、三浦謙一氏の解説を紹介しておかなければならない<sup>(2)</sup>。平成2年(1990)度の柳之御所遺跡第28次調査において、本折敷の底板が出土し、「墨書折敷」と仮称された。出土した井戸跡(28SE16地点)は、開口部が $1.51 \times 1.6$ の不整形、深さが3.3ほどであった。かわらけの完形品および同片、大小の礫を多量に含む人為的な堆積物をともなっていた。出土地点の環境は、塀に囲まれた建物の内部と想定され、遺跡の中核部と予想される地域にあたるようだ。井戸跡と墨書折敷の年代は、国産陶器や中国陶磁器によると、「一一世紀末から一二世紀末までの時間幅」と見なされた。

その後の年輪年代測定法によって、1158年+x年と推定された。かわらけや珠洲焼の編年に基づいた12世紀第3四

半期との指摘が重要である。このような出土遺物資料から、柳之御所遺跡は、主に平泉奥州藤原3代秀衡の時期にあたる平泉館の遺構と考えられている。

さらに、松本建速氏は、墨書折敷が記された時期について、かわらけの形態分類と編年および文献研究に鑑み、1169年から1181年（平泉館の放擲時期）の間の可能性を指摘する。そしてなお、堆積時期の推定から、「1170年の秀衡鎮守府将軍遙任と関連する可能性が考えられないだろうか」と仮説を述べられている<sup>(3)</sup>。

## II 折敷墨書の釈文

折敷墨書は、表裏の両面に墨書がある。本拙稿では、「絹日記」の側（口絵【A】）を裏面とし、織物の数量、絹1疋の規格（長短）・品質などが書かれた側（口絵【B】）を表面と考えたい。その根拠は、第1に表面は裏面に比べて杉板の柾目の凹凸が浅く、加工整形が少し丁寧になされている点。第2に縁の棧を付した木釘の穴が表面は裏面に比べて小さく、裏面の穴には木釘を抜いた際の破損がやや目立つ点にある。

<p>〔注記：■は文字があるが判読不能の場合、字数にあわせて表示。左側の△は見消ちである。行間の（ ）内は推定文字である。本文行論の便宜のために符号a～mを付した。〕</p>	<p>m 石埼次郎殿 赤根染綾一 水手袴</p>	<p>l 海道四郎殿 赤根染綾一 カリキヌハカマ</p>	<p>k 瀬川次郎 赤根染綾一</p>	<p>j 橘藤五 赤根染 ウへ一 シタキハ大 (目結) カリキヌハカマ</p>	<p>i 橘藤四郎 赤根染白 カサ子タリ アラハカマ</p>	<p>h 四郎太郎殿 赤根染白 カサ子タリ カリキヌ</p>	<p>g 小次郎殿 赤根染白 カサ子タリ カリキヌハカマ</p>	<p>f 信寿太郎殿 赤根染青 カサ子タリ (カ)</p>	<p>c 石川太郎殿 紺大目結一</p>	<p>b 石川三郎殿 赤根一 カサ子</p>	<p>a くハし給絹日記 (下賜)</p>	<p>d 大夫小大夫殿大目結 一ヒトエ</p>	<p>e 大夫四郎殿紺大目結 ヒトエ</p>
---	------------------------------	----------------------------------	-------------------------	---	--	--	--	---------------------------------------	--------------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------	----------------------------

表 ii 【釈文対比表】

	箇所 (符号)	入間田 (1991年)	岡田 (2017年)	私 見
①	a	人々	人々	くハし
②	b	□ (染)	一	一
③	c	綾	結	結一
④	d	綾	結	結
⑤	e	□ (綾力)	□	結
⑥	e	綾 □□	結 □□	「エー」の右に■■■ (見消ち)
⑦	f	□□	□	■ (カ)
⑧	h	□ (太) 郎	太郎	太郎
⑨	i	□	四郎	四郎
⑩	i	□ (力)	□	カ
⑪	j	□	□五	藤五
⑫	j	□□	[ ]	■■ (目結)
⑬	m	埼 (カ)	埼	埼

〔注記：■の符号は、判読の困難な文字を意味している〕

さらに、表裏の墨書ともに同筆、つまり同一人物が書いたものと思われる。口絵【A】【B】の「四」字をご覧願いたい。【A】の「四郎太郎殿」と【B】の奥端の「四尺一疋」「四尺八寸九疋」の漢数字「四」は書き癖がひとしい。同じように漢数字「五」についても、口絵【A】では見にくいだが、実見すると、「橘藤五」の「五」一画目に入る書き癖が、口絵【B】袖端から3行目「五尺廿四疋」の「五」の筆跡と酷似している。とすれば、いまだ想定域はでないけれども、柳之御所（平泉館）における、絹布を管理し、縫製を監督する殿内の同じ役人が廃棄された折敷の表面に【B】を墨書し、その後に裏側の【A】の墨書をのこしたものであろう。

ここでは、裏面の「絹日記」の釈文を掲示した。

### Ⅲ 墨書釈文の解説

折敷墨書を最初に読んで解説を加えられたのは、入間田宣夫氏である<sup>(4)</sup>。その後、複数の研究者が提示した釈文の改訂の経緯をすべて明示することは煩雑なので避けた。そこで、もっとも新しい岡田清一氏の釈文<sup>(5)</sup>との異同を踏まえて、私見を示した。それを対比したのが、表ii【釈文対比表】である。

あとで述べるとおり、入間田氏自身も、釈文を修正されているが、あえて最初の釈文を紹介した意図は、出土直後の読みにくい状態の折敷墨書を判読されたご苦労に敬意を表するとともに、釈文改訂の箇所を追っておきたいと考えたからである。

釈文の異同は表iiのとおりだが、なお、補説しながら要点を整理しておきたい。

その1は、折敷墨書の袖、冒頭の表題である。従来すべての参考文献において、「人々給絹日記」と読まれている。たとえば、代表的な啓蒙書では、柳原敏昭氏編著<sup>(6)</sup>や斉藤利男氏の論著<sup>(7)</sup>において「人々給絹日記」と書かれ、また斉藤氏の別の概説書<sup>(8)</sup>にも「ひとびとにたまうきぬにつき」とのルビが付されている。現在では、「人々給絹日記」が通説となっている。

その外の史料を探ると、時代はさかのぼるが、「人々給」の文言は、『御堂関白記』寛仁2年（1018）2月21日条に「人々給茜染物令染」と見える。くだって、建長2年（1250）6月17日付けの摂津国木代庄畠目録取帳写（『大日本古文書 石清水文書』6-440号、540頁。原本が後世の写本のため字体の比較はできなかった）に「人々給畠三反大内」とあるので、文言上の違和感はない。

しかしながら、私見では、「くハし」と読みたい。口絵

【C】をご覧願いたい。くずし字に関する辞典類<sup>(9)</sup>を参考すると、やはり「久」「ハ」「之」と見える。とくに片仮名「ハ」の左はしっかりと筆跡がのこっている。また、熟覧すると、折敷杉板の柾目に墨痕がにじんではいるが、「く」と「ハ」は離れていることがわかる。ちなみに、尾張は「於ハ利」と書かれるから<sup>(10)</sup>、「ハ」は「ワ」の表記である。そして「し」（之）は、口絵【A】【C】の現状では墨書の磨滅が進んでいるが、たとえば、斉藤氏が引用された写真によると、「之」の一画目が左から入っているように見える。とすれば、「く」「ハ」「し」と独立して書かれており、「下賜」の漢字をあててはば間違いないと思われる。したがって、本拙稿では折敷墨書の表題を「下賜給絹日記」と読み直すことにしたい。

その2は、釈文の符号c・d・e・jに見える、「大目」の下の子は、「綾」ではなく「結」である<sup>(11)</sup>。目結とは、糸で括り文様として染めたもので、結び目によって、四つ目・九つ目・十六目などといい、目の細かいものを鹿子結と呼ぶ。ここにある「大目結」は、逆に大きな括り目染めということができるだろう。

その3は、釈文符号cで、どうしてか、これまでは「一」の漢数字を落としていたが、口絵【A】に見えるとおり、「石川太郎殿 紺大目結一」と読める。

その4は、人名だが、とくに口絵【A】、符号h・i・jは、今回の原本の確認調査によって、それぞれ「四郎太郎殿」「橘藤四郎」「橘藤五」と確かに読むことができた。

### Ⅳ 墨書内容の考察

#### 1) 「下賜給」について

折敷墨書の調査研究は、原本に加えて赤外線テレビカメラでもご覧になった入間田宣夫氏からはじまるので、同氏の見解に耳を傾けなければならない。当該の折敷墨書は、宴会で使用され廃棄された後に、紙のかわりに折敷の杉板に墨書されたもので、平泉の館内で、絹の装束が支給された日記（記録）であった。人名については、信寿太郎が国衡、小次郎が泰衡、四郎太郎が隆衡（高衡）で、3人とも秀衡の子息といわれる<sup>(12)</sup>。次の橘兄弟は、秀衡側近の実務官僚、兄の藤四郎は後に鎌倉幕府の公事奉行人になっている。海道四郎は、清原真衡の養子・小太郎成衡の血筋を引く人物か。瀬川・石崎の両人は、平泉の近隣（稗貫郡・胆沢郡）を名字の地とする者。追記された石川氏（胆沢郡の名字）もまた譜代の家臣、海道以外の橘から石川まで、藤原氏の根本被官だった。また装束の赤根染については、『梁塵秘抄』に「武者の好むもの」と見えるとおり、当時の流

行のファッションだった。このような装束（狩衣・水干・袴・袍）を着装し参列した華やかな儀式が想像される。天皇や貴族の邸宅、鎌倉幕府の御所にも装束を製作する工房（殿）があった。同じような施設が平泉館内にあったと考えられる、といちはやく指摘された。

次に、岡田清一氏の説を紹介しておこう。岡田氏は墨書12名の席次を想定されている。釈文の符号で示すと、家督の秀衡を中央前に据え、むかって右側に、上から名字のないf・g・hと殿書のないi・j・kの6人を配置し、むかって左側に上から順に、名字のないe・d、名字のあるc・b、m・lと、左右に席次を配列する。そして、人物を検討された。入間田氏と異なる点は、石川・石崎（岩崎）・海道の3人を福島県南部の地名を名字とする武士とあらためたところにある。また橘氏は、『吾妻鏡』文治5年（1189）9月14日条をあげて、藤四郎が豊前介実俊、藤五が弟の実昌とされている。橘兄弟は藤原氏の有能な官吏で瀬川次郎を含めて秀衡の被官だった。清原を本姓とする京都の官人一族であったともいわれる橘兄弟<sup>(13)</sup>は、のち頼朝に仕え、とくに兄実俊は、鎌倉幕府の公事奉行人として政所の執務にかかわったと、大石直正氏の考証<sup>(14)</sup>を継承されている。入間田・岡田両氏は、釈文の符号d・eの大夫殿について言及されていないが、大石氏は、藤原氏の有力な郎党で、文治の奥州合戦における泰衡軍の部将「若九郎大夫」の可能性を示唆されている。

岡田氏の考える席次を参照すれば、秀衡から見て左側の上座は秀衡の子息国衡・泰衡・隆衡、右側は上から、大夫四郎・大夫小大夫となる。大夫小大夫殿については、藤原氏の重臣・信夫佐藤氏の子息ともいわれているが<sup>(15)</sup>、例証とすべき史料がとぼしい。

なお、大夫四郎も同族と思われるが、「大夫四郎殿紺大目結」「ヒトエー」「■」が墨引きで消されている点は、この折敷墨書の成立過程を推測する上でも注意を要するであろう。つまり、先に述べたとおり、表面（口絵【B】）が先にあって、その裏に「絹日記」が墨書された可能性が高い。とすれば、折敷の底板内側に表面を書いて、その後外側の裏面に「下賜給絹日記」（口絵【A】）を書いたこととなる。

よって、大夫以下が消された理由は、おそらく絹の数量・規格・品質を管理した平泉館内の役所では、反故された折敷の板に搬入された絹を日常的に記録していたと思われる。この度、秀衡が装束を下賜するに際し、覚書（日記）として、下賜する人名と装束の種類と数を事前に書きのこしておいた。しかし、大夫四郎は何らかの事情で当日参会できず、紺大目結の単衣を下賜されなかったのだろう。だから、

見消ちとし、筆録の過程をのこしたものと考えられるのである。

さて、本拙稿で新たに「下賜給絹日記」と読み直した点について、いまいし述べておきたい。名詞の「下賜」について、その意味は、たとえば、『明鏡国語辞典』（大修館書店）では「天皇や皇帝など身分の高い人が金品をくださること」とあり、『広辞苑』（岩波書店）では「くださったまわること。高貴の人が下の人に物を与えること」と書かれている。また『日本国語大辞典』（小学館、第2版）によれば、同じように「身分の高い人が、身分の低い人に与えること。くださること」とある。

試みに、東京大学史料編纂所のデータベースの「横断検索」で「下賜」を探ると、2584件ヒットした。日本古文書ユニオンカタログでは47件、「平安遺文」フルテキストデータベースでは14件、「鎌倉遺文」フルテキストデータベースでは152件である。また、福田豊彦氏監修『吾妻鏡・玉葉 データベース』（吉川弘文館）で検索すると、『玉葉』が20件（23件ヒットするが「以下賜」などは削除）、『吾妻鏡』7件などが確かめられた<sup>(16)</sup>。

さらに、「下賜」の用例としては、ひとしく古記録フルテキストデータベースでは、137件ヒットした（上記史料群と同じで、「以下賜」「従殿下賜」なども含むので、実数は減る）。平安期から鎌倉期の古記録で「下賜」と表記されたものは、禄・叙位、文書（宣旨・解・牒・勘文・院庁下文・名簿・交名・折紙・申文など）、大麻（伊勢神札）・巻数、装束・布・白袷、馬などで、殿下・太政官・院、また位階の上位者からの下賜物が主だった。なお、上記のデータベースの古記録では「下賜給」の記述を見出すことはできなかった。

古文書では、寛喜元年（1229）7月18日付け八条二位入道（平光盛）宛関東御教書案（『鎌倉遺文』6巻134頁、3846号）に「注載平家没収之地、自 後白河院以令下賜給之所々、如此御計候乎、」<sup>(17)</sup>と書かれている。これは、「久我家文書」に収められている池大納言家領の相伝文書案の一通で、当該の箇所は「後白河院より下賜せしめ給ふの所々を以て」と読むことができる。この場合の補助動詞用法の「給」（たまふ）は尊敬の助動詞「令」（しむ）の連用形に付いて、もっとも強い尊敬の気持ちを表して、「下賜なされた」と訳せるだろう。または、上位者が下さるものを、仲介して与える場合にも用いられる用法で、上位者が「下賜」し、仲介者が与えるといった解釈も可能かもしれない。

たとえば、弘安9年（1286）正月23日付けの石清水八幡宮寺法印善法寺尚清言上状案によれば、後嵯峨法皇から

前検校善法寺宮清が御服を下賜されたという。同史料には、「後嵯峨院御法躰之後、於臨幸当宮之時、為資平卿之奉行、先師検校宮清下賜御服、忝着紫袍、其時之優賞希代之面目也、」(『大日本古文書 石清水文書』1-567頁)とある。この場合も「下賜<sup>か</sup>」と見なしてよいが、法皇の御服奉行が下賜した例である。

平泉藤原氏2代基衡は、保元2年(1157)頃に没したと考えられている。嫡子秀衡が3代目を継承する。享年は基衡が55、6歳、秀衡は63、4歳と見なされている。秀衡は、父の生前に陸奥守・鎮守府將軍の藤原基成の女子を正室に迎え、次男だが正嫡となる泰衡が生まれた。基成の父・忠隆は鳥羽院の近臣、兄・信頼は後白河院の近臣で、基成自身も院近臣・葉室家一門との交流があった。

秀衡は、嘉応2年(1170)5月、従五位下・鎮守府將軍に叙任された。入間田氏は、折敷墨書の作成時期に関し、かかる秀衡鎮守府將軍就任時説を支持されている。おそらく、「下賜給」なる文言は、祝賀の儀式の中で、秀衡の史僚が主人にたいし、院や摂関家などで用いられたのとひとしく、最大限の敬意を表す文言だったと思われるのである。さらに、かかる重要な儀礼を想像すれば、本折敷墨書を記した装束方の役人が、秀衡が下賜した装束類を、実際に手渡す御服奉行を務めた点も推測に難くないだろう。

## 2) 装束について

折敷墨書を最初に詳しく分析された入間田氏は、下賜された装束にも言及されている<sup>(18)</sup>。『梁塵秘抄』巻第二にある「武者の好むもの、紺よ紅山吹濃き蘇芳、茜寄生樹の摺、良き弓胡篋馬鞍太刀腰刀、鎧冑に、脇立籠手具して」の記載を引用され、紺や茜が武家好みの色相で、当時「流行のファッション」であったと、つとに指摘されていた。

またほぼ同時期に、吉村佳子氏は服飾史の観点から折敷墨書を観察された<sup>(19)</sup>。とくに12世紀後半の『今鏡』や鎌倉初期の『飴抄』(群書類従装束部)を紹介し、検非違使の佐・尉らが「赤色」(緋色)を着用したこと、鎌倉期の装束の格は、狩衣(布衣)―水干―直垂の順序になっていた点、武家の儀式用の礼装が墨書されていることなどが説かれた。

ここでは、鈴木敬三氏編著の『有識故実大辞典』と『有識故実図典』(ともに吉川弘文館)を参照しながら、折敷墨書に書かれていた装束について、あらためて概説しておきたいとおもう。とくに断らない場合は、両書の記述に依拠している。

その1は、色である<sup>(20)</sup>。染め色は赤根(茜)が多い。茜の色相は緋色であり、緋緘の鎧などのように武士に好まれる色であったことは、すでに触れられている<sup>(21)</sup>。その外に、

紺・青・白が記されている。紺は、藍のもっとも濃い色のことで、狩衣・水干・襖など、主に男子の装束に用いられた。青は、紺系統から緑系統の色相で、黄檗などを加えて染めたものが青と呼ばれた。ただ、釈文の符号iの「アヲハカマ」は色のことではなく、襖袴(武家の日常服から礼装になった直垂の下袴)の可能性もある。さらに武家の正装に用いる狩衣袴、もともと狩袴の一種で袴の下に着籠め裾を短くした小袴を水干袴と呼んだ。白は白装束の白だが、公家では位袍の下に着ける白重の装束である。折敷墨書の場合、重の下袴が白だったと考えられる。

その2は、文様である。まず大目結だが、先にも述べたとおり、目結(目交)とは括染のことで、糸で括るか、縫い締めによる防染をおこない染め出した文様である。平安期、「大纈」と呼ばれた括染が、近衛府の騎士などの装束に着用された。大目結はこの系統だろう。中世の武家では、水干や直垂におこなわれた。ついで、綾は細い絹糸で織り上げ、練りや経糸・緯糸を浮かせたり、また斜文組織により、光沢をもって文様をあらわしたものもある。

その3は、装束である。重は重袴の略記、すなわち、狩衣の狩袴と下袴、水干の小袴と籠大口のように、上下の袴を重ねて着用する様式の装束である。単は、裏地のない一重の衣服の総称だが、男装では綾や平絹(白または単色の染絹で無文の織物)を地質とする、袴の下に着けるものである。

このように見てくると、釈文の符号gの小次郎殿の綾・茜染め・白・重・狩衣袴が、もっとも注視される。父秀衡が、嫡男の泰衡にたいし、他者とは異なる装束を下賜し、格の違いを視角化するための儀礼的な行為であったと考えられるからである。この狩衣は、茜(緋)色の綾織の狩袴と光沢のあざやかな白綾の下袴の重だったのではないだろうか。符号のf・h、つまり他の二人の兄弟は綾ではなく、格の下がる平絹だった。

なおまた、綾に着目すると、符号のk・l・mが茜の綾を下賜されているが、jの橘藤五には「ウヘー」とある。符号のb「カサ子(ネ)」(重)を下襲と解釈すると、漢数字「一」は共通するものと判断される。すなわち、jの場合は、上着の狩袴が下賜されたものだが、その他の「一」(bcdek lm)は下着が下賜されたものであろう。ただしjは、見消ちにされている箇所から、当初、大目結の下着が下賜される予定だったのかも知れない。

以上を要するに、秀衡から下賜された装束は身分的な指標を意味していた、とあらためて認識できるだろう。そこで最後に、岡田氏の想定された席次を勘案して、一応の身



分序列を推測しておきたいとおもう。

第一のグループ、すなわち秀衡の子息については、①泰衡—②国衡—③隆（高）衡の序列が確定していたこと。ついで第二のグループ、秀衡の被官（殿書のない御内衆）は、①橘藤四郎（のちの豊前介実俊）—②橘藤五（のちの実昌）—③瀬川次郎、さらに第三のグループ、殿書のある外様衆は、①石川三郎—②海道四郎—③石崎次郎—④石川太郎（三郎の子息か）である。なお、その他第四のグループとして、名字がなく殿書のある①大夫四郎—②大夫小大夫は未詳だが、格は下がるけれども藤原氏一族かも知れない。

したがって、折敷墨書に書かれた装束の下賜は、主従の関係秩序を確認する贈答儀礼であるとともに、席次上は次男の位置にあった泰衡だが、確かに嫡男であることを自覚させ、家臣らに衆知させるための儀礼的な作法でもあったと推測できる。どのような儀式だったのか、いまだ確証は得られないけれども、先例の故実とする必要から「日記」という形態をもって記録化されたのであろう。今後、平泉藤原氏にとって、相伝されるべき重要な内容であり、公文書をまとめる上での土代（下書）とされたといえるのである。

## おわりに

本研究資料紹介において、あらたに報告した私見のなかで特記すべき内容を要約して、結びにかえたいとおもう。

- ①折敷墨書の表題は、「下賜給絹日記」（以下「絹日記」と略記）に改訂したい。その外、読みの修正に関しては、本文中の積文と表iiを参照されたい。
- ②折敷墨書「絹日記」は裏面、表面は「絹」素材の覚書である。はじめに「絹」覚書が記され、のち「絹日記」が、平泉館の装束役所（御服方）の役人（同一人の御服奉行）による同筆の墨書である。「日記」は、装束が下賜される前に、その予定の人物名と装束名とを列記した記録であり、藤原氏が公文書をまとめる上での土代となったと考えられる。
- ③下賜された装束は主従関係による身分序列に対応していた。主人の秀衡が下賜した装束から、主従関係の再確認と、嫡男泰衡を頂点する身分的な序列について、御内の被官衆や外様衆らに衆知する効果をもった儀礼だったといえる。

## 付記

折敷墨書の原本調査にあたっては、岩手県教育委員会事

務局生涯学習文化課柳之御所担当・文化財専門員の櫻井友梓氏にお世話になりました。写真の掲載については、岩手県教育庁の許可を頂戴しました。あわせて深甚の謝意を表します。また、本学教授岡田清一氏には種々ご助言を賜りました。お礼申し上げます。

## 註

- (1) 櫻井友梓氏「折敷の資料的履歴—平泉柳之御所遺跡出土折敷の検討—」（『歴史』126号、2016年）は、調査・執筆に際し、折敷の痕跡・加工、名称など参考とした。
- (2) 三浦謙一氏「柳之御所跡出土の墨書折敷」（『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』XI、1991年、平泉文化研究所編『奥州藤原氏と柳之御所』〈吉川弘文館、1992年〉に加筆所収）。なお、同氏は近年発表の「平泉遺跡群発掘調査の記録」（『岩手大学平泉文化研究センター年報』3、2015年）において、「平泉遺跡群発掘調査報告書一覧」（126頁・表2）を掲出され、発掘報告書一覧によって考古学上の成果を明示されるとともに、後学の便宜をはかられている。
- (3) 松本建速氏「遺跡の年代」（『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集柳之御所跡』〈分冊3 考察編〉1995年、128頁）
- (4) 入間田宣夫氏「平泉出土の折敷墨書を解読する」（東北大学広報委員会『広報』146号、1991年）、同氏「柳之御所跡出土の折敷墨書を読む」（『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』XI、1991年、平泉文化研究所編『奥州藤原氏と柳之御所』〈吉川弘文館、1992年〉に追記所収）
- (5) 近年の自治体史では、『原町市史』1通史編I（2017年3月31日、南相馬市発行）306頁に、岡田清一氏執筆の積文が掲載されている。この記述は、同氏『鎌倉幕府と東国』（続群書類従完成会、2006年、43頁、初出1995年）に依拠されている。
- (6) 『東北の中世史1 平泉の光芒』（吉川弘文館、2015年）所収の岡陽一郎氏「秀衡の革新」（66～68頁）では、折敷墨書に関し、従来の研究成果を踏まえながら自説をくわえ、簡要に解説されている。
- (7) 齊藤利男氏『平泉 北方王国の夢』講談社、2014年、253頁
- (8) 『奥州藤原三代 北方の覇者から平泉幕府構想へ』山川出版社、2011年、71頁
- (9) 波多野幸彦氏監修『くずし字辞典』（思文閣出版、2000年）、児玉幸多氏編『くずし字解読辞典』（東京堂出版、1978年、初出は近藤出版）、東京大学史料編纂所編「電子くずし字辞典」の「く」「ハ」「し」および「人」「々」の項など。また『書の日本史』第2巻「平安」、第3巻「鎌倉・室町」（平凡社、1975年）に所収された仮名書きの文書・和歌（例、藤原為房妻・藤原俊成・西園寺公経・忍性など）を参照した。なお、上記「電子くずし字辞典」を検索すると、「人々」と読んだ場合、「人」は墨書と同じような字形がある。「々」については、「佐藤文書」などごく僅かに似た字形を見出すことはできる。
- (10) たとえば、刊本で確認しやすいところでは、貞治元年（1362）11月20日付け後光厳天皇女房奉書（『演習古文書選 様式編』吉川弘文館、22頁）がある。
- (11) 入間田宣夫氏「平泉柳之御所遺跡出土の折敷墨書を読む（続）」（『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要』

- 17、1997年)では、読みについて、「給絹」「四郎太郎殿」「橘藤四郎」「橘口五」「石埼」「石川三郎殿 赤根一」「石川太郎殿 紺大目綾一」の補訂を加えられた。また、同氏『都市平泉の遺産』(山川出版社、2003年、18頁)では、「綾」ではなく「結」に修正されている。その外、近年の関連著作類では、「大目結」と読まれている。また、同書では、艶やかな装束を着した秀衡の身内は、嘉応2年(1170)5月、従五位下鎮守府將軍の就任を祝う盛大な儀式へ参列した、とする仮説を述べられている(23頁)。この点は、下記の大石氏の論考でも「想像」されていた。
- (12) 大石直正氏「平泉館と柳之御所跡」(『月刊歴史手帳』19巻7号、1991年、のち同氏『奥州中世雑考』<笹氣出版印刷株式会社、2001年>所収)、同「奥州藤原氏研究と柳之御所」(平泉文化研究所編『奥州藤原氏と柳之御所』吉川弘文館、1992年)、同著『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、2001年。なお、同著で紹介された折敷墨書の積文では、まだ「大目結」を「大目綾」と読まれている。
- (13) 前掲註(6) 岡氏論考66頁
- (14) 前掲註(12)
- (15) 前掲註(7) 齊藤論著253頁。なお前掲註(6) 岡氏の論考では、「大夫」は神官の呼称として、宗教者を想定されている(67頁)。名字がなく殿書されていることから、藤原氏一族の可能性もあるだろう。
- (16) ただし、これらの件数はあくまでも目安で、『玉葉』のように精査が必要であり、「下賜」の実数とはいえない。また、「下賜」の読みも、「くだしたまう」と「かし」との訓読・音読の別があり、判然できない場合もある。
- (17) 國學院大學久我家文書編纂委員会『久我家文書』(第1巻)所収の池大納言領相伝文書案(五)(34頁、二八)
- (18) 前掲註(4)
- (19) 「折敷墨書の服飾について」(平泉文化研究所編『日本史の中の柳之御所跡』吉川弘文館、1993年)
- (20) 近藤好和氏『装束の日本史』(平凡社新書、2007年)によれば、狩衣の「色や文様もまったくの自由であった。そのため、色々な種類の装束のなかで狩衣が一番派手になることがあった。」(166頁)と指摘されている。とすれば、直垂とともに、武家の礼装となった狩衣は、京都の軍事貴族の流行に影響を受けた地方武士の趣向にかない、重用されたと理解することができるだろう。
- (21) 東京大学史料編纂所の鎌倉遺文データベースで「茜染」を検索すると、次の通りである。巻と頁数を表示しておく。2巻-362頁、6巻-315頁、16巻-134頁、33巻-163頁、46巻-170頁。なお、「式目追加条々」(鎌倉遺文12巻-55頁、8628号)に見える「美絹」過差禁止令は注意しておきたい。